

議案第49号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和2年度における保険料率の特例）

第10条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,800円とする。

2 第4条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。

3 第4条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,300円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条の規定は、令和2年度分

の保険料に適用する。

## つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条の2（略） （保険料率）</p> <p>第4条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)—(16)（略）</p> <p>第5条—第17条（略） 附則</p> <p>第1条—第9条（略） <u>（令和2年度における保険料率の特例）</u></p> <p><u>第10条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,800円とする。</u></p> <p><u>2 第4条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。</u></p> <p><u>3 第4条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,300円とする。</u></p>	<p>第1条—第3条の2（略） （保険料率）</p> <p>第4条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)—(16)（略）</p> <p>第5条—第17条（略） 附則</p> <p>第1条—第9条（略）</p>